

親睦を深めて強い結束力「田山友の会」

今回は、安代地区の田山友の会（高村正太郎会長、会員19名）を紹介します。

○どんな活動を？

年間を通して米白川河川公園と田山稲荷神社の管理と清掃をしています。神社は、7月に行われる田山稲荷神社祭典の会場となっているため、お祭りに来る皆さんに気持ちよく楽しんでもらえるようにと思いを込めて清掃しています。

他の老人クラブとの交流も、スポーツの大会や演芸会などへの参加を通じて活発にしています。



パークゴルフ大会に向けて沢口河川公園の芝刈りもしています

○アピールポイントは？

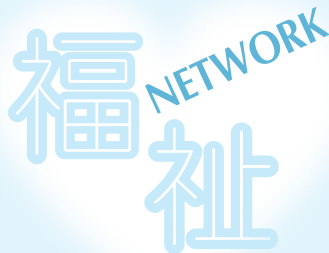
新年会と忘年会では旅行をして、温泉と食事をゆつくり楽しみながら親睦を深める時間を作っています。秋に開かれる演芸会と芸能大会には、出演者だけでなく他の会員も応援で参加するほど仲が良く、信頼関係の強さが自慢のクラブです。



忘年会の旅行先で記念撮影(令和元年12月、鹿角市)

○これからの課題は？

現在3人しかいない女性会員をはじめ、新規会員の加入促進です。地区住民との交流の場で、クラブの宣伝をしているので、興味がある人は声を掛けてください。一緒に活動しましょう。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1106

ひとり親家庭に支給される 児童扶養手当とは？

◆児童扶養手当とは

ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまでの児童(特別児童扶養手当2級に該当する程度以上の障害がある場合は20歳未満)を養育する母(父)または養育する祖父母などです。

◆支給要件

父母が婚姻を解消した児童や、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、母が未婚で出産した児童などを養育していること。

◆所得制限

受給資格者などの前年の所得が限度額を超える場合は、手当の全部または一部が支給されません。

◆支給額(令和2年4月現在)

扶養する児童数	手当(月額)	
	全部支給	一部支給
1人のとき	43,160円	所得に応じて左記の金額から10円単位で支給停止となります。 受給者または家族の所得が限度額を超えた人は全部停止となります。
2人のとき	53,350円	
3人のとき	59,460円	

◆現在、児童扶養手当を受給している人へ

現在、児童扶養手当を受給している人(手当が全額停止になっている人も含む)は、引き続き要件を満たしているかどうかの審査があります。

市から現況届の書類を送付しますので、8月31日(月)までに手続きを済ませてください。